

移動販売協会フリーマルシェ規約

移動販売協会（以下、「当協会」とします）が開催するフリーマルシェに参加する者（販売者・出店者）（以下、「参加者」とします）は、本規約を順守し、互いにコミュニケーションを取り合い、仲良く楽しく参加することとします。

1 開催目的

当協会では、地域内において安心して生活できる環境づくりのため、地域活性化を目的とし、循環型社会およびリサイクル推進による環境保全を目指しています。

Withコロナ時代における地域活性化のため、3密を回避しつつ、各地域で「なないちもんめ」を開催します。

参加者は、地域での交流やふれあい、人とのつながりを大切に、楽しく、仲良く、ルールを守ってフリーマルシェに参加し、また自らが出店することによって未来の担い手である子供たちの育成に対しても貢献することを目指すものであります

2. 開催案内

開催日時、開催場所、募集エリア等については、当協会HPにてお知らせしています。

音の大きな車両、バイク、集団での大移動、交通渋滞など近隣迷惑になりますので、周辺環境に配慮してご来場ください
準備や退出時間は厳守してください。開場前の準備行為は指定が無い場合は禁止しています。

3. エリア区分

出店エリアは「一般・協賛・特別協賛」の3つに分かれます

(1) 一般エリア

- ①家庭の不用品を再利用することを目的とし出店を許可します。
- ②ブランド品の分別について
 - ・市販の高額ブランド品、類似品、コピー・模造品は、真贋に関わらず販売禁止。
 - ・自身のブランドのみ販売可能です。

(2) 協賛エリア

- ①物品販売を業とする企業（個人・法人）の出店を許可することができます。
- ②協賛エリアの有無についてはイベントごとに案内しています。

(3) 特別協賛エリア

- ①当協会の特別会員・広告スポンサー枠です。
- ②当協会のスペースも含まれます。

4. エリア区分内容

同じ販売品目や競合が見受けられる場合は、出店区画が離れるようにエリア内で調整を行いますが、スポンサーや会場提供者の都合により、出店できない場合があります。

(1) 一般エリア

- ①アダルト系商品全般（ビデオ、雑誌、ポスター、写真等）、盗品、著作権、商標等法律上の侵害が発生する可能性のあるもの、直接肌に付ける化粧品、衣料品、たばこ、酒類（飲食業で正規に出店許可した者以外禁止）、殺虫・除草剤類は全て禁止。
- ②ペット・昆虫などの生体、輸入植物、違法植物、危険と判断させるもの（銃、モデルガン、エアガン、鋭利なもの、ナイフ、刀などの同品を含む刃物類）※刃物類は、はさみ、カッターナイフのサイズを含めて全て禁止。
- ③法律に違反するもの（チケット、金券、紙幣および硬貨、美術品、違法・危険ドラッグ、映像・コンピュータソフト及びブランド品の複製品、銃刀類、その他違法物）は警察との連携により、即座に通報することになります。
- ④ジブリ、ディズニー、映画やアニメなど、キャラクター生地の製品化及びリメイクは販売禁止。
- ⑤射幸心をおおるような当てクジ、射的、カード、ギャンブル性のあるものは禁止。
- ⑥その他当協会が不相当と判断したもの。

(2) 協賛エリア

- ①許可を上記4の（1）に同じです。正規に法的な販売許可・免許を所持している事業者のみ販売できます。
- ②譲渡証明書が添付できない自転車は販売禁止。（自動車やバイク、自動二輪は専門事業者以外は禁止）

(3) 特別協賛エリア

- ①事業者が扱う製品やサービスなどの商品を販売できます。
- ②各事業者ごとに許可や免許を取得しており、開催日に関係機関への届け出や申請がしてある場合のみ許可します。

5. 中古品の販売について

- ・中古品の販売価格は、不当に高額で販売した場合、詐欺行為となる可能性があります。
- ・チケットや金券、不当転売や盗品販売と同様に、売価の設定においても細心の注意をして下さい。

6. 補償義務と保険加入

(1) 補償義務について

- ①販売品目の補償については参加者に責任がありますので、細心の注意をして下さい。
- ②会場内での盗難、ケガや事故等、一切の損害については全て自己責任となり、当協会は一切責任を負いません。
- ③強風・突風などに対処できるよう、商品や店の備品が飛ばされたり倒れたりしないようにして下さい。事故が起こった場合、自己責任となりますので、下記P L保険への加入をお勧めします。

(2) P L保険の加入について

P L保険（賠償責任保険）への加入については、参加者に責任がありますので、細心の注意をして下さい。

7. 注意事項

イベントの中止、会場変更、定員締め切り等、重要な連絡事項は当協会Twitterやホームページにてご案内し、全てに優先して適用しますので、必ずご確認ください。

(1) 開催中でも、天候やその他開催が困難と判断させる場合は中止とする場合があります。

- ①運営責任者より退避・中止・退場等の案内があった場合は、速やかに指示に従って行動してください。
- ②指示に従えない場合、今後一切の参加をお断りする場合があります。
- ③終了後、規定の時間内（通常は1時間～2時間程度）に退去できるようにしてください。

(2) 都合により出店をキャンセルする場合、当日であってもできる限り早めに連絡して下さい。

- ①申し込み後のキャンセルについて、天変地異や主催者の中止判断以外の自己都合の場合は、参加料が発生します。
- ②無断欠席の場合、直前のキャンセルが3回になった場合は当協会が関係する企画すべての参加をお断りします。

(3) 時間内の受付ができない場合、待機申し込み者の後順位となり、出店をお断りする場合があります。

(4) エリア内でのマナーとP R行為

音楽、ポスター（チラシ、フライヤー）、パラソルやテーブル・テントの設置、衣装・コスプレについて

- ①著作権等、法律に触れないこと
- ②危険や公然わいせつなどの犯罪性を伴わないこと
- ③音楽に関しては自店のエリア内で聞こえる程度（高音で周辺に響くほどの音量や曲は禁止）
- ④他の参加者や来場者への配慮、社会的風紀を乱さないこと
- ⑤自身の店、販売商品、当協会の活動に関すること以外のP R行為は禁止
- ⑥会場内での職業あつせん、宗教活動、勧誘、別団体のイベントやP R行為は禁止

(5) イベント会場での当日購入、当日販売は禁止します。

(6) 機械類、コンピュータ類などの他、稼働を保証しているものおよび金額が5千円以上の場合、購入者に連絡方法を呈示し確認下さい。ジャンク品に関してはこの限りではありませんが、金額設定に配慮してください。

販売金額がおおむね1万円超えるものや、コレクター品などは内容を主催者に伝え、事前に確認してください。

(7) 出店マナー、地域への配慮、会場の和やかな雰囲気維持

- ①下には必ず各自で準備したシートを敷くこと。会場により指定枠のサイズが異なる場合があります。
- ②金銭の貸し借り、掛け（つけ）販売等は禁止。つり銭は各自で準備すること。
- ③持ち帰り用袋は、購入者自身のマイバッグ持参を呼びかけ、必要に応じて使用する場合は、法律に沿って各自で用意すること。。
- ④会場スタッフの指示に従わない、暴力、暴言、目に余る自分勝手な行動など、直ちに退去させます。
- ⑤国民健康増進法を順守すること。当協会が主催するイベントにおいては、タバコは会場全面で禁止し、くわえタバコ、歩きタバコ、ポイ捨てなど、子どもたちの危険にもつながるため、参加者全員で注意喚起をお願いします。
- ⑥車内への子供やペットなど、生き物の閉じ込めは絶対禁止です。見つけ次第、警察を呼びます。
- ⑦アイドリングは、特に夏冬エアコン、暖房の使用について、温暖化への影響間ももちろん、騒音や高熱でたくさんの方の迷惑になります。エンジンは速やかに停止し、アイドリングは禁止とします。フロントガラスにはレンズや火器は置かないよう十分に気を付けること。
- ⑧会場（備品を含め）の汚損・破損については各自で賠償責任を負いますので、大切に、来た時よりも綺麗に心を掛けましょう。会場の無断電源使用は盗電（窃盗）となり、犯罪にあたります。必ず事前許可を得てください。
- ⑨会場内の地面（駐車場内アスファルトやタイル、コンクリート、マット等）、備品などには、ガムテープ、クラフトテープの使用を禁止します。（はがれなくなってしまう）
参加者の店舗においても、弱粘着性の養生テープの使用をお勧めします。
- ⑩ガソリン、ガス、灯油などの燃料の使用は危険防止のため禁止します。（飲食事業者は許可制です）
- ⑪商品や貴重品は各自の責任でしっかり管理してください。混雑しているときのカードのスキミング、スリ・万引き・置き引き、車上荒らしやいたずらなど、各自で注意すると同時に、参加者全員の情報共有にご協力ください。

②台車やカートを使用する場合は、展示用に使用、畳んでおく、片づけるなど、通行や会場内の邪魔にならないようにしておくこと。

③会場内・周辺での転売、ダフ屋、ノミ行為、テキ屋または類似する行為を禁止し、場合によっては警察に通報します。

(8) 開催終了後について

①原則1時間以内に完全撤収してください。(会場により異なります)

②ゴミ、売れ残り品は持ち帰り、各自エリア内の清掃をしてお帰り下さい。

後始末できない参加者は、今後のイベントを含め、一切の参加をお断りする場合があります。

地面は、必要に応じて水で流す(要確認)などの処置をお願いすることがあります。

(9) 電源、発電機、燃料の使用については、事前に許可を得ること。当日の申請は認めることができません。

(10) 反社会的勢力の排除(以下、「反社会的勢力に関する条項の確認と同意」)

暴力団や暴力団であった者およびその関係者や関係者であった者等、反社会的勢力の出店は認めない。

8. 問い合わせ

(1) 問い合わせ先は、当協会とします。

(2) 会場施設やスポンサー企業に直接連絡することは禁止します。

(3) 当協会や参加者、イベント会場、会場の管理会社や周辺住人、その他関係者等に対し、悪質な態度や行動をとる場合は警察に通報し、または被害届を出すなどの措置を取ります。

(4) 暴言、クレームを含む悪意の反抗、いたずら行為、事故により当協会や会場施設、管理会社、関係企業は損害を受けた場合、本人に対し賠償請求または法的措置を行使します。

9. ボランティア・運営・相談について

(1) イベント企画をお手伝いしてくれるボランティアの皆さんを募集しています。ボランティアの皆様の協力で、出店料をおさえ、会場や参加者の確保ができています。

(2) ルールやマナーを守り、他人への配慮をして、参加者が作り上げる、質の高いイベントにしてください。

(3) 迷惑行為、違反行為など、参加者、来場客を問わず、気になる場合は会場スタッフへお知らせください。

10. 参加資格

(1) 原則18歳以上の個人(グループや団体でも可)

(2) 自動車以外で参加する場合、年齢確認ができる身分証明証を持参してください。

(3) 参加者自身が申し込みをすること。代理申込や代理出店は認めません。

(4) 原則的に同種の主催者やスタッフ等、業界関係者の参加は当協会の招待者以外はご遠慮いただいております。万が一紛れ込みが発覚した場合は即刻退去していただき、程度により視察代金として10万円~申し受けます。

11. 参加申込について

(1) 当協会の指定する方法で、指定した期日までに申し込みを済ませてください。

(2) 申し込み順に定員まで受け付けます。

(3) 出店枠に空きがあり、参加希望者を受け入れられる状態であれば、当日であっても所定の手続きを行い、参加を認める場合があります。

12. 参加料

(1) 事前入金: 当協会の指定口座にお振込みください。振込手数料は参加者負担です。

(2) 当日払い: 当日受付時にお支払い下さい。参加料はいかなる場合も返金できません。天候による強制中止、病気・けが、強制退去、その一切の事情を含みます。なお申込み後にキャンセルした場合でも代理出店が見つからない場合は参加料が発生します。

13. 新型コロナウイルス感染症対策・3密回避について

(1) イベント開催2週間まえから体温を記録しておいてください。

(2) イベント当日、入場口で、参加者全員(同伴者も)の体温をチェックします。

(3) 必ずマスクを着用し、飲食時は周辺が密にならない状況にしてください。

(4) 当日、具合が悪くなったら、すぐに申し出て、医療機関で受診してください。

(5) お店の前に自作でも良いので、3密回避の案内を掲示してください。

(6) 店頭には必ずアルコールまたは消毒や殺菌ができる設備を設置してください。

(7) 回し飲み、同じ容器の食べ物を回すなどは厳禁です。試食も禁止です。

14. 規約改正について

本規約は参加者に対して事前になんら通知をすることなく改定する場合があります。継続して利用をする場合は、改定後の内容に承諾を得ているものとみなします。

反社会的勢力に関する条項

私は、次の 1. の各号のいずれかに該当し、もしくは 2. の各号のいずれかに該当する行為をし、または 1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本協会との一部または全ての申し込みや取引が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合には、私の責任といたします。

1. 貴店との取引に際し、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 10 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴店の信用を毀損し、または貴店の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

参加者は本規則および反社会的勢力に関する条項について確認と同意をしたとみなします。

以上

移動販売協会

2020年9月1日：規約設置

2020年12月1日：規約改定

「マーケット」を「マルシェ」に変更